

議会改革推進会議「検討部会」会議録

平成27年4月28日

亀山市議会

議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 平成27年4月28日(火) 午前9時58分～午前10時54分
- 2 開催場所 第1委員会室
- 3 出席会員
部会長 服部孝規
副部長 森美和子
部会員 西川憲行 高島真 豊田恵理
岡本公秀
会長 前田稔
副会长 鈴木達夫
- 4 欠席会員 なし
- 5 事務局
事務局長 松井元郎 議事調査室長 渡邊靖文
村主健太郎 新山さおり
- 6 案件
1. 第29回検討部会の確認事項について
(1) 議会報告会の開催について
(2) 委員会の運営方法について
(3) 政策検討会議(仮称)の設置の検討について
(4) 議会の情報化について
(5) 検討課題一覧・スケジュールについて
2. 議会改革白書2015への掲載内容の確認について
3. 議題
(1) 政策検討会議(仮称)の設置の検討について
4. その他
- 7 経過 次のとおり

午前9時58分 開 会

○部会長（服部孝規君） おはようございます。

ただいまから、検討部会を開会いたします。

それでは事項書に従って進めていきます。

1番目の第29回検討部会の確認事項について、事務局より報告をお願いいたします。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） おはようございます。

それでは、第29回検討部会の確認事項ということで、まず1番目が議会報告会の開催でございます。

これにつきましては、これまでに各党派で報告会についての意見を取りまとめていただいております。それプラス第28回の部会で各委員の皆さんから出された意見、それらを全部集約しまして、資料として提出させていただきました。そして、その結果、亀山市議会の議会報告会のまず定義をきっちり決める。そして、それからルールづくりを行うということで確認をされまして、今後もう少しこのことについてはこの部会で議論していくというところでございます。

続きまして、2番目の委員会の運営方法についてでございます。

ここにつきましては、まず3月12日の正副委員長会議で、委員会における議案審査は1議案ごとについて審査を行うということを決めいただきまして、その運営方法についても正副委員長会議で確認をいただきました。そのご報告と、この委員会室のレイアウトが6月定例会から変わりますというスケジュールの話。それから、議場及び委員会室のマイクシステム、カメラシステムの更新に関するスケジュールの説明をさせていただきました。こちらの第1委員会室の円卓の撤去及び新たな机の配置は6月定例会の委員会から、それから議場のカメラシステムの更新は9月定例会からという予定でございます。

続きまして、3番目の政策検討会議（仮称）の設置の検討についてでございますが、これにつきましては、各党派で意見の集約もしていただきまして、全員協議会の協議事項を活用するというものを決定いただきました。そして、下部組織として政策検討部会を置くということで、全員協議会規定の一部改正案を案としてご提案させていただきました。ご議論をいただきました。

4番目の議会の情報化についてでございますが、これにつきましては、今年度、10台のタブレットを購入いたしまして、内部会議で活用する予定でございましたが、サーフェスのほうが、ウインドウズ10が夏ぐらいに販売されるというふうな情報もございますので、ウインドウズ10の発売を待ってから購入ということで、確認をいただきました。

5番目の検討課題一覧・スケジュールについてでございますが、着手中の検討課題13項目についてのこれからのスケジュールについてご説明させていただきます。確認をいただいたところでございます。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） 以上のとおりです。

3番目の政策検討会議の設置の検討について、前回議論いただいて、その後、全員協議会の中で提案も議長からしていただいたんですけども、その中でいろんな意見が出ましたので、きょうその辺を含めた形で、3の議題のところ再度確認という意味での議論をしていきたいというふうに思っております。

この1について、確認事項について何か意見ありましたら、よろしいですか。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） この間、教民の委員会をやったときに、視察先の検討等でパソコンをここへ持ち込んでちょっとインターネットで調べたらどうやという話をしたんですけども、そのときはしなかったんですけども、今議会の情報化を我々は狙ってやっていくという中で、やっぱりその辺は委員長判断等で使用用途を決めて、そのときにその委員会でこういう使用のためにインターネットを持ち込むことで議論をスムーズにやっていくとかという方法をこれから検討していくべきではないかと思ったんですけども、ただ、今の段階ではできないという判断だったんですけども、前倒しにしていくと言ったら変ですけども、先に試験的にやっていくというようなことはやっちゃいけないものなのかなあということなんですけれども。

○部会長（服部孝規君） 方向性としては、活用していこうという方向性はあるんで、ただどの場面でどういう形ですかということについては、やっぱりきちっと委員会なら委員会決めないとまずいやろうと。各自がやる人はやる、やらない人はやらないというのか、そういう形ではなしに、その辺は議長を通じて、正副委員長会議にでも諮ってもらえるのがええんと違うかなと思いますけど。

例えば、正式な委員会の場で使うということは、全体の合意がないとなかなか難しいと思うんですけども、さっき言われた、視察なんかのときに個人で持って行って使うことについては、ある程度幅があるんで、それは合意があればできることやなと思うんですけどね。正副委員長会議の中で、その辺は、ぜひそんなルールでもって進めてもらったらどうかなと思うんですけどね。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） この間は、ここでの会議のときにみんなの意見を聞いて、例えば九州のどこどこ行こうか、どこどこどうやというのをパソコンで調べて、みんなで情報共有しようかという話やったんです。それで、結局それがとりあえずはできないよということやったもんで、その出た市の名前を言うと、事務局が事務局で調べてきて、それをペーパーでプリントアウトして我々に配ってくれて、こういう市ですよ、こういう情報ありますよと見せてもらったんですけど、どうしても時間差も出るし、そこまでしなければいけない情報でもないわけですよ。やもんで、そういうのもうちよっと柔軟に対応できる議会にはならないのかなあというのが僕のあれなんですけど。

そういう意味では、情報化の検討というのは、今言っておるタブレットが入るまでは、しかもタブレットの使用も10台しかないわけですから、そういう意味では、もうちょっと柔軟なのをしていって、やってみてこれはだめだよね、これは有効だよねという判断をしていかないと、結局机上の論議だけで発進になるので、逆に前段階でできることからやっていったらどうかなあという意見なんですけど。

○部会長（服部孝規君） 前田委員。

○会長（前田 稔君） 委員会では今持ち込みは許されていないんですけど、視察は持っていきますよね。そこの意見交換なんかしたときにも、そこで文章を打ち込んだりとか、写真を撮ったりとか、インターネットで検索するのはないかわからんけれども、タブレットも多分、何人かの方が視察に行ったときは持っていっておるんじゃないかな。高島委員もすぐに文章をもうそこでやっているんで、今はその規制が多分視察の場合はないのかなあと思いますけどね。

○部会長（服部孝規君） 僕が勘違いしておったんやけど、視察先を決める議論のときに情報を得る

……。

(発言する者あり)

○部会長(服部孝規君) そうそう、そういうことやったみたい。僕がちょっと勘違いしておったんやけど。いずれにしても、例えば定例会の委員会については、すぐに使うということにきちっと整備されていないもので、だからその辺は難しいんやけれども、例えば協議会で資料説明があったときに自分でやるとか、それからさっき言った視察の先で使うとかというのは、我々やったら紙に書き込んでメモしてというスタイルやけど、それが自分はこのでするんやというだけの違いなんやで、そこら辺は幅を持ってやってもええんと違うかな。ただそれをする上で、どこでそれをオーケーとしたかというの確認は要るんやないかなと思う。ただもうオーケーですよということをここで決めるわけにはいかんと思う。どうかな、室長。

○議事調査室長(渡邊靖文君) おっしゃるとおり、今亀山市議会では本会議場も委員会もパソコンの持ち込みは認めていないというのがありますので、それを今後委員会等でということであれば、それをまずどこかで決めていただかなあかんと思うんです。

まず、情報化というのがたまたまこの検討課題にあるので、その方向性だけはここの部会である程度出して、最終、全体の推進会議で確認をいただければ、部分的に持ち込みも可能になるのではないかなあとは思いますが。どこで議論するのがいいのかというのが、いきなり正副委員長会議がいいのか、一旦この情報化の中で議論をしておいてどこかへ委ねるのか、このまま部会で議論したことを最終、全体の推進会議で諮るのか。まずは委員会の中でも、まだ執行部が入らない委員会ということですよ。

○部会長(服部孝規君) そうやね。

○議事調査室長(渡邊靖文君) 段階的に拡大していくような形になるんじゃないかと思いますが。

○部会長(服部孝規君) 副会長。

○副会長(鈴木達夫君) 当然、タブレットやネット等は時代の要請で上手に利活用していくときが来ている。

ただ、前回の協議のときに僕もここにいさせてもらったんですけど、いわゆる今までの課題の検証をまとめようというときに、その段階で一部の議員がネットを持ち込んでもいいかという提案をしたんですね。僕が思うに、多分インターネットを広げたら、いわゆるそのネットの資料に基づいて視察先を選ぶという作業にいきなり入ってしまって、大きな課題とか検証みたいな議論ができないまま、もう手元の情報に基づいて会議が進められる怖さみたいなものをちょっと感じたんですね。その意味も踏まえて、やはり本当にルールづくりをやっぱりつくらないかんですね。ルールづくりがないままに試験的にやってみようということは、ちょっと早計だと思う。ルールづくりを早急にやるべきと僕は思います。

○部会長(服部孝規君) いきなり正・副ということも難しいということなんで、ルールづくりを検討部会の中でやりながら、正式な委員会の中での使い方というものもちろん一つあるし、それからそれ以外の、例えば議事録に残らない、特にきちっとした議事録を残さなくてもいいような会議もありますし、そんなところで使えるところはどこかというようなことをある程度考えていくということも必要かなということを思いますので、この辺のルールづくりは、今後、検討部会の中で議論をしていきたいというふうに思います。

よろしいですか。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） さっき報告で言われたように、8月にはもうウィンドウズが入ってきて、9月ごろから実用が可能になってくるわけですので、早いところルールをつくらないと、それが来たはいいわ、ルールができていないから使えないわというのでは、僕らが執行部によく言う、遅いやないかと、入ってくるのがわかっておって何にも準備してへんやんかというのと同じになるので、その点は我々は自分らで律していかなあかんと思いますので、もう入ってきたときにはこういう使い方をするんだと、だから買うんだというふうにしていったほうがいいと思います。

○部会長（服部孝規君） 森副部会長。

○副部会長（森 美和子君） タブレットを委員会で使うというのも、多分ネットを使うのではなくて、資料を見るという形なので、まずそこからなれていくという形じゃないんですかね。ネットをまずという形ではないですよ。

○部会長（服部孝規君） 西川委員。

○部会員（西川憲行君） それも含めて、結局ここの認識がずれているわけだから、そこでルールが必要になってくるのではないかなあと。だから、今言われたようにペーパーレスをしていくためのタブレットなんだと。あるいは外部からの情報を取り込むことによって、議論をもうちょっと幅を広げるための使い方もあるよということも検討していかなあかんと思いますので、当初はペーパーレスのための使い方というルールをつくって、その中から今後こういう広げ方はいいよというふうにしていかないといけないだろうとは思いますが、でもその認識が個々にずれていては結局だめなので、その認識を統一するためにも、先にルールをつくるべきだと思います。

○部会長（服部孝規君） 基本的には、副部会長が言われたようにペーパーレスということが大きなあれで、そういうことの主の目的がそこにある。西川委員の言うように、当然ネットとも接続されるんで、そういうインターネットの情報も取り込むことはできるんで、その辺も含めてルールづくりを検討部会の中で確認していきたいということだと思います。

よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） では、2番目の議会改革白書2015への掲載内容の確認について、これはありませんので次に行きたいと思います。

3番目の議題に入りたいと思います。

政策検討会議、これは仮の名前ですけども、設置の検討について。資料1、2、3とありますので、事務局より説明をしてもらいます。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） それではまず、資料の1番、カルテですけども、裏面をごらんいただきたいと思います。青字で追記をしております。

前回の29回の検討部会におきまして、政策検討会議（仮称）の設置については、新たな組織を設けるのではなく、全員協議会を活用することを確認いただきました。そして、先般の4月20日の全員協議会において、全協規程の一部改正案について協議をいただいたというところで、ここで若干意見が出たということでございます。

続きまして、資料の2の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

先般の全協では、まず部会長を誰にするかということで、ここの検討部会の案では議長という案でございましたけれども、その全協の場では副議長というふうなことで確認をされましたので、その点を改めておると、それから無会派の取り扱いということで、当初無会派のことはうたっていないかったわけですが、無会派の方の意見も聞けるような形でというふうなことが確認されたということですので、その辺を踏まえて案をつくり直してございます。

いらっているのは、第7条の政策検討部会のところでございます。

これのまず第7条の第1項のところで、政策検討部会（以下「部会」という。）ということで、かなりこの項目が多くなってきましたので、もう「部会」という形でまず整理をしております。

それから第3項で、部会長は副議長をもって充て、副部会長は部会員の互選により定めるとしております。全協では部会長は副議長とまで決まりましたけれども、副部会長をどうするのかということは議論がなかったと思うんですが、この場合はもう部会員の互選しかないかなあということで、このように規定を案として入れております。

それから次に無会派の方の取り扱いということで、第4項では、部会員は各会派から1人を選出する。ただし、議長が必要と認めるときは、会派に所属しない議員も部会員とすることができるという形で、できる規定を入れさせていただきました。ですので、特に無会派の方の人数等もあえて規定は入れておりません。ですので、この辺は議長が必要と認めるときはということで、議長の判断にもなってくるのかなという部分でございます。ここについては、部会長が必要と認めるときなのか、それともこの大もとの全協の会長である議長かどちらかということで、私どもでは一応議長という案で入れさせていただきました。

それから、前回なかったんですけども、部会員の任期を、この議会改革の検討部会をもう2年という形で入れてございますので、こういった形で、任期は2年、補欠の部会員の任期は前任者の残任期間で、ただし再任を妨げないという同じ表現を追記しております。

それから、第9項も追加をしております。余りこの政策検討部会で採決をとるということはないとは思いますが、あった場合のことを考えて、出席部会員数の過半数で決し、可否同数の場合は部会長の決するところによるというふうな形で、この9項も前はなかったんですが、入れております。

変わったところは以上でございます。

○部会長（服部孝規君） 以上の説明のとおりです。

あと、この他市の例は見ていただければいいかなと思います。参考までに。

それじゃあ、全員協議会の議論を受けてこういう形で再度提案をしたわけですが、意見がありましたらどうぞ。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） 無会派の方が、議長が認めて部会員になることができるんですね。その場合、会派の異動があった場合の処遇、処置というのはどうなるのかなあ。

○部会長（服部孝規君） どういう意味。

○部会員（西川憲行君） 無会派の方が会派に入られた場合。ここの部会員になっている人が。

○部会長（服部孝規君） それはもう消えるわな。

○部会員（西川憲行君） そうなると、9項目の過半数をもって決するというところに、部会そのも

のの人数の変動があるという、2年間は変動しないのか、変動があった上で過半数ということになるのか。

○部会長（服部孝規君） その点は、この4のところは何名と入れていないわけだね、会派に属していない議員も部会員とすることができるというだけで、人数が規定していないんで、トータル的人数はないわけやな。だからそういう意味でいくと、過半数というのが、この無会派から半分以上の人数が出るということはある得ないんで、そういうことはないと思うけれども、だからトータルで何名で、過半数は何名というのは出ないということが前提になっている。

当然、無会派の議員が会派に入った場合は、もうその時点で部会員としての資格を失うわけやからね。その会派から誰か部会員が出ておるわけやから、その人は資格を失って、もし他の無会派の議員で議長が必要と認めて、部会員とするということが起これば、またそれが部会員として入ってくるということはあるやろう。

岡本委員。

○部会員（岡本公秀君） この7条の5の任期2年というのは、どういうわけで2年に決めたんかな。ちょっと教えてもらえますか。

○部会長（服部孝規君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） これは、この議会改革の検討部会も2年の任期ということになっております。やはり、結構この政策検討部会は重要な部分を担いますので、1年ごとでかわられるよりは経験した方が残っていただいて、2年はやってほしいということでございます。

○部会長（服部孝規君） 西川委員。

○部会員（西川憲行君） それに関連すると、副議長が部会長をされるときに、部会長だけは1年でかわるということですか。

（発言する者あり）

○部会長（服部孝規君） 役員改選のときにはいろんなことが考えられるんで、その場合にはそれは出てくると思いますよ。そのときはもうやむを得ない。

豊田委員。

○部会員（豊田恵理君） 4番の会派に所属しない議員なんですけれども、今回はお2人の方で1人の方が出たいというお話であったんですけれども、例えば2人じゃなくて3人で、3人とも出たいとかという可能性もなくはないと思うんで、そのときに可否議決というのはほとんどないとは言いながらも、その辺でかなり左右されるところも出てこないのかなという意味で、やっぱり人数というのは決めていなくていいのかどうかというのをちょっと疑問に思いましたので、その辺をどうするか。

○部会長（服部孝規君） この辺は、この条文どおり読むと、議長が必要と認めるときには部会員とすることができるということやから、時の議長が、例えば3人無会派の人がおって3人希望しておるのやったら、3人ともそんなんやったら部会員にしようかと言えば、3人部会員にできるわけやよね、この規定からいくと。あかんということにならへんで。だからそれは本当に議長判断やね。だから3人おるけれども、誰か1人にしてくれと議長が言えば、またそれはそういう形になるけれども、そうやけど1人にしてくれと言う根拠もないわけやね。1人という数字がないわけやで。だからこの辺は本当に議長に委ねられるみたいなのところがあって、非常に難しいと思う。

副会長。

○副会長（鈴木達夫君） 議長、副議長が、特に今やっている地方版の戦略とか第2次総合計画に対して早急に対応していかなければならないということで、非常にこちらが勇み足をした感じで、せっついた感じをお願いして、今こういう形になったんですけれども、例えば今質問のありました4番なんかは非常に曖昧で、議長に委ねる、議長の判断基準って全く難しいと思うんです。

そんなことも含めても、やっぱり1年経験していただいて、建設的にこれを変えていくと。悪いところは悪いということで、そういうことで、とりあえずこの形で進めていただけたらどうかなあというふうには思います。非常に難しい判断がある。

○部会長（服部孝規君） 森副部会長。

○副部会長（森 美和子君） 第7条の第9項の件ですけど、全協の場でこの会議は決定する会議ではないというのを再三確認し合っていたような感じがするんですけど、そこをあえてこれを入れるという必要性があるのかということをしごく思ったんですけど、いかがでしょうか。

○部会長（服部孝規君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） これまでは報告事項という形の運用だったわけですけども、これからは協議事項というふうな運用をやっていくということになってきますので、ほとんどないと思いますけど、場合によっては採決をとることも出てくるのかなあということで、入れさせてはいただいたんですが。

○部会長（服部孝規君） 全員協議会のときに私のほうから言わせてもらったのは、全会一致を原則にすると。だから、政策検討部会の中で全会一致にならないものは政策検討会議として全員協議会に上げないというような。もしそこで意見が分かれるようやったら、これはそれぞれが持っている議員提出の権利がありますんで、それでもってやっていただきたいというような話をさせてもらったんです。

だから、そういう意味でいくと、別に第9項はなくてもいいのかなあという思いは私もしています。これがあると、結局つくった時点では意味がわかってあれするんやけれども、何年もすると、この項目だけがあるんで、これをそんなんやったら使って賛成多数でできるやないかということにもなっていくかねやんで、もしそういうふうな全会一致を原則にして、全会一致にならないものはもう議員提出議案に回していくというような、そういうことでいいのであれば、あえて要らないのかなあという思いはしますけどね。

会長。

○会長（前田 稔君） 検討部会で決まって、全員協議会で報告しますよね。全員協議会でそうではないという意見が出てきた場合は、多分そっちのほうが多数になってきた場合は覆ることもあるかなあと思うんやけれども。

○部会長（服部孝規君） それはあくまでも全員協議会の中でそこまで縛らないわけやね。だから全員協議会に上げる段階で、少なくともこの部会の中での全会一致ということは確認をして上げるという。もちろんそれが結果的に全協の中で反対意見が出ることだってあるわね。というのは、例えば無会派から出てもらう中でも、さっき豊田委員言われたように、1人1会派みたいな形やから、代表で出ておる人が代表の意見を持ってくるわけやないんやな。だから、それに対して反対という立場をとる無会派の議員もあり得るわけやね。そのことはオーケーやし。だからそういう意味でいくと、全員協議会の中で反対が出る場合は起こり得る。それは、あくまでもそこは全員協議会を運営する議長の

判断になると思う、私は。

会長。

○会長（前田 稔君） できれば検討部会で決めた内容は、全協でも通していきたいというのが本音だね。それは会派から一応代表で出てきてもらっておるんで、ある程度その会派の内容を聞いておるわけやで、そこで政策的に合致しておるわけなんで、そこの検討部会でも真っ二つに割れた場合に、こういうのは全協でまたあれせんならんかなと思うんやけど、大体検討部会でほぼ一致した意見があったら、全協では通っていくのが普通やわね。だから、割れたときに多分そういうことが起こるのかなと思う。全協でじゃあどうしようかという、どっちやというような、そういうケースもあるかなということちょっと考えた。

○部会長（服部孝規君） 私が描いておるのは、割れた場合はもう上げないという。部会としてまとまらなかったということで。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） 政策検討部会の運営のパターン1に、市長から報告事項または協議事項の申し出がある場合とあるが、これ政策検討部会に諮った場合、報告にするのか協議にするのかという決を決めやなあかんというパターンが出てくるんじゃないのかなと思いますけど。

○部会長（服部孝規君） それは議長と違うか。

○部会員（西川憲行君） 議長が迷ったときに、政策検討部会に報告事項とするか協議事項とするかを判断してもらうというふうにパターン1はなっているんですよ。ほかのは、言われるように全会一致を基本にして、割れたときは議員提出で出せばいいよという話ですけど、これはもう報告か協議か、二つを一つに決めなあかんという場合が生まれる可能性があるということです。あくまで可能性の問題ですけど。

○部会長（服部孝規君） それはあり得るね。その場合は決をとるということはあるかもわからん。要するに、議論して合意を得られる問題ではないかもわからんわね。報告でいいという考え方と、いや協議せなあかんやないかということは、なかなか議論しても出にくい。

例えば条例とか決議とか意見書というのは、表現を変えることによって合意が得られる部分があるけれども、報告にするのか協議にするのかという問題は、なかなか議論しても合意が得にくい問題かもわからんわね。そういう場合はこういう第9項を使わなあかん場合が出てくるかもわからんわね。そうやで、この規定は置いておく必要があるかもわからんわね。そう言われるとね。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） あとは、僕は前もこれは言いましたけど、これは今までも代表者会議で話し合っていた中身でもあるので、これは政策検討部会におろさなあかん問題なのかという点から僕は疑問なんですけれども、これは代表者会議の秘密会の中で協議にするのか報告にするのかという話をしてもらって、そこでどういう決のとり方をするかは別としても、政策検討部会のオープンの中で、わざわざ市長から持ってきた案件を我々がどっちにするのやという話し合いをするのが本当にいいのかなあというのが、僕は根本的に疑問なんですけど。

もしこのパターン1がないのであれば、全会一致を基本とする政策検討部会というのが生きてくるのかなあという気はします。

○部会長（服部孝規君） ほとんどないと思う。どう、議長。ある程度議長がそれを判断すると思う

のやわ。またそれは判断していつてもらわんことには、しょっちゅうしょっちゅうでは、もう議長をやめてもらわんならんてなるでさな。

(発言する者あり)

○部会長(服部孝規君) ただ、こうやって文章に残ると、何年かするとこれがあるやないかと。多数決をとったらええやないかということに使われる可能性がある。それだけはちょっと心配はあるね。岡本委員。

○部会員(岡本公秀君) 第8項ですが、部会は構成員の半数以上が出席しなければと、定足数みたいな話やけど、その場合は当日都合が悪いで構成員の代理というのは認めないような感じなんかなあ、代理は認めないと。

○部会長(服部孝規君) はい。

だから、この7条の中では定足数というのは何人となないけれども、これが決まって、それぞれ各会派から出してもらう、それから議長から必要があれば無会派の議員に出してもらう、そのことによって何名というのは、その時点の政策検討部会の定足数は出ると思うんです。この文面には上がってこないけれども、その時点その時点の定足数は出ると思う。だから、それによって過半数も出てくるんじゃないかなというふうに思うんです。

豊田委員。

○部会員(豊田恵理君) たびたび済みません。

第4項の無会派の方なんですけれども、これは議長が必要と認めるときはということで、認めた場合はもう任期は2年間ということで、例えばこの日だめだからとか、これは関係ないからとかというふうにはできないんですよ、もちろん。

○部会長(服部孝規君) それはもちろん。

○部会員(豊田恵理君) 認めた場合は任期は2年ということで、きっちり出てください。

○部会長(服部孝規君) それは会派から出てください人も無会派の議員も同じ。それは全く一緒です。

それと、私のほうで一つ気になったのが、議長と副議長との関係の問題なんですね。ちょうどこういう機会なんで、皆さんにも認識にしておいてもらうほうがいいと思うんですけれども、議長というのは皆さん知ってみるとおりの認識でいいと思うんですけれども、副議長というのは、議長に事故があったときには議長職をやるという人なんですね。だから議長に事故があった場合はもう議長なんですよ、副議長は。だからそういう意味で、副議長が議長との関係で上下関係にはないという。つまり、事あれば議長になるという役割を持っているのが副議長。だから、当然議長の職務を全面的にできるわけやね、その場合は。そういう人だから、当然副議長だからといって議長との関係で上下関係がないというのが、法律的にはそういう解釈。だから、そのことも含めて、政策検討部会のこの7条を理解していただきたいということを思います。

例えばこういうものを決議として上げたいとかいうのは、あくまでも議長に話が行くと。それを、副議長がこの会議は主催するけれども、議長の命を受けてやるというような形にはなるんだろうと思うんですよ。だからそここの兼ね合いの問題を、議長がいるにもかかわらず、事故がないにもかかわらず副議長が部会長をやるというのは、裏に議長がいて、議長がしっかりとそれを副議長に全部伝えて指示するというような関係がないとおかしいんじゃないかなと思うんです。その辺のとこ

ろ、理解をしてもらってやらんとあかんのかなと思うんですけど。

例えば、副議長が部会長だから、何か決議を出したいときに議長に言わずに副議長に言えば済むかという、そうではないやろうということも押さえてかからんとあかんのかなと思う。ただ、便宜上そういう使い方を今回するという。

副部会長。

○副部会長（森 美和子君） 政策検討部会を招集するのはあくまでも議長だから、やっぱりその流れは酌んでいかなあかんということが原則ですよ。

○部会長（服部孝規君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） この6項で、会議の招集は部会長ですので、副議長なんです。

○部会長（服部孝規君） そうか、この辺ややこしいなあ。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） それは1日で会議が終わる場合やったら、議長が招集しておいて、きょうやってねで終わりますけど、例えばこれでもそうですけど、次に持ち越しになったときは、1つの議案が何日かに分かれるわけだから、招集を一々議長がじゃあ次のというふうにせずに、部会長がもう次の招集はこうするよという、話の筋は今言われたように、議長、副議長と同じ方向であっても、招集日時まで議長に一々という話ではないんですか、このあれは。

○部会長（服部孝規君） 森副部会長。

○副部会長（森 美和子君） ただ、この政策検討部会を開く場合、議長も参加をされるんじゃないの。しないのか。

○部会長（服部孝規君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） この議会改革の部会と同じように出席はさせていただきますけど、部会員ではないということですね。

○部会長（服部孝規君） 西川委員。

○部会員（西川憲行君） ただ、オブザーバーである以上は欠席できるわけですから、議長が公務とか入った場合。そういう意味合いもあるのかなあと僕は理解したんですけど。

（発言する者あり）

○部会長（服部孝規君） この検討部会では部会員ではないわね、議長、副議長は。けども、例えば推進会議自体の責任者は議長である以上、検討部会でどんな議論をされたかということをつかんでもらうということは絶対必要やから、そういう意味では、部会員だから出る、出ないとかというのやなくして、やっぱりあくまでも自分が代表を務める会議のいわゆる下部組織での議論やから、それはやっぱりある意味部会員として出る以上に重い出席責任になるんやないかなと私は思いますけれども。

ましてや今度、この案でいくと、副議長が部会長になるんで、そのところで議長がいないということはやっぱりまずいというふうに、逆に。議長に話を持って行って、議長が政策検討部会を開こうやないかという判断をしたとしたら、そのときに議長がいないということはやっぱりまずいやろうと。あくまでも役割分担としては入らないけれども、議長はそういう意味ではおってもらおうということやね、絶対に。だから、議長の都合も含めて、政策検討部会は日程調整せなあかんと思うね。

いずれにしても、これはいろんな問題があると思う。鈴木副会長が言われたように、ベストが見つかるかという、なかなか難しいんさ。実際運用をやってみる中で、やっぱりこれはまずいなとか、

ここはこれでええなというのが出てくると思うんで、これはあくまでも一応これでスタートさせてくれというようなことを全協でも言わせてもらったけれども、そんな内容で理解をしてもらったらどうやろう。あくまでもこれはベストではないということを前提に。だから、当然半年たってとか、1年たってとかで、この中身についていろいろ問題が出てくれば、これは必ず見直しをするということを前提にしたいということでもよろしいか。そうせんと議論してもなかなか……。1カ月でも2カ月でも、期間があつたら十分議論してまとめやええんやけれども、きょうわざわざ開いたというのもそういう時間的な問題があつて、早く動かしたいということなんで、とりあえず、いろいろ意見はあるけれども、これでスタートさせてほしいということで、確認をいただけたらと思います。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 先ほどの第9項の採決の部分なんですけれども、全協全体としての採決のことはうたっていないんですわ。部会ではちょっと入れましたけど、全協での採決は過半数をもってという項目は規定の中にはないんです。ですので、ちょっとその辺矛盾もあるのかなあという気もしますので、今各委員さんの意見を聞いていますと、一旦もうこれは削除させていただいて、部会の中の運用で、場合によっては多数決をとろうかという部会長の判断でやるような形のほうがいいんじゃないかなという気がちょっとしてきました。

○部会長（服部孝規君） 確かに、西川委員が言われたようなケースは単純にその報告にするか協議するかだけのことで、それは本当にそれこそ決をとってもいいんかなと思います。だからそんなことも含めて、そういうことはあり得るけれども、文章化はしないという、第9項を削るという渡邊室長の意見ですけど、よろしいか、それで。書かないけれども、そういう運用はあり得るということです。そのほうがええかもわからんね。

会長、どうぞ。

○会長（前田 稔君） ここで決めていったことはもう全協でもそれを通していく、基本的には。そのスタンスで行きたいで、ここできちっと詰めていく。反対意見が出やんようにぐらいのスタンスで行かないかなあと思う。

○部会長（服部孝規君） そうやで、それは僕も全協に上げる以上は全会一致にしたいわな。だから上げる段階できちっと全会一致になるような手だてはしたいと思う。だから会派はもちろんやけれども、無会派の人にもその辺の理解を得られるようなことで、おおむね全会一致できると踏んで、全員協議会に上げるという、そういうものはつくっていききたいと思う。そうならないようにね。

以上ですが、よろしいですか。またこれでいろいろ出てくれば、また意見をいただけたら。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） 確認ですけど、今言われたように、この文言がベストではないと。今後また変えていく必要があると。これを変えていくのはこの政策検討部会自身の中でやっていくのか、この議会改革推進会議検討部会の中でやっていくのか、この確認だけお願いします。

○部会長（服部孝規君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） これはあくまで全協規程の内容になってきますので、全協になってくると思います。この規程の改正に関しては。ですので、そのたたき台をつくるのはこの政策検討部会になってこようかと思います。

○部会長（服部孝規君） また戻ってくる。

(発言する者あり)

○部会長(服部孝規君) だから、議長がこの全協の規程を変える必要があると判断すると、それを政策検討部会のほうに、一遍ちょっとこの辺の問題点があるんで改正案づくりをしてくれという形で、政策検討部会が受けてやると。またそれを全協に上げると。

西川委員。

○部会員(西川憲行君) もう1点確認ですけど、これがこの間の全協でおおむね承認されて、もう運用されていくということなので、この条文についての議論というのはいちの検討部会の中ではきょうが最後という認識で、以降はこの政策検討部会そのもの、全協での話し合いということでもいいですね。

○部会長(服部孝規君) そのとおりで、全協のときにちょっと含みのある言い方をさせてもらったんやけど、とりあえずこれでやらせてくれということを最後に言わせてもらったのは、出た意見も吸い上げた形でやっていくんで、とりあえずこれでやらせてくれというような意味のことを言わせてもらったと思う。だから、明確に何をどうするというようなことまで言わずに、ぼやかしたような、皆さんの出された意見を尊重するような格好で、とりあえずこれで行かせてくれみたいなことでまとめさせてもらったんで、そういう意味ではまだまだ今後これを変えていくという余地はあると思うんやけれども、とりあえずこれでスタートさせてくれというのが一番大きなことですので、その点で理解をいただけたらというふうに思います。

豊田委員。

○部会員(豊田恵理君) ちょっと事務局に確認をしたいんですけども、今回この第7条のところとか、かなり全協でお話ししたことより変わっているというか、追加事項が含まれていますが、これは全協というか、ほかのメンバーの方にはいつぐらいに周知されるのか、これからの流れについてちょっと教えてください。

○部会長(服部孝規君) 渡邊室長。

○議事調査室長(渡邊靖文君) 一応この案で、今度5月22日に全協がございまして、確認という意味でこの改正案をもう一回出させていただいて、全協として承認をいただきたいというふうに思っております。というのは、それをもって例規の一部改正としたいというふうに思っております。

特にこの4項の部分の書き方については、無党派の方が入るようにはなっておりますけれども、皆さんの意向に合っているかどうかというのが、この辺ちょっと一番気になる部分です。一応、まずはできる規定であるということと、議長が認める場合というふうなことがございまして、自由に無党派の方が入るような形にはなっていないんです。ですので、もう一度そこは確認はとりたいと思っております。

○部会長(服部孝規君) この点は、あくまでもこの政策検討部会というのはできるだけ幅広く意見を寄せてもらったほうが、議長が心配する全会一致になるかならないかというところに影響してくるんで、そういう意味で、無党派の議員も入れるものなら入って議論しておいたほうがいいという判断を私自身はしておるわけです。そういう意味では、こういう形で、議長が必要やということであれば入れるという。あくまでも前回の全協のとき、希望すればという言い方をしたんやね。それやなくして、あくまでも議長のほうに判断のもとがあるということで、会派の議員は例えば希望しても、2人が部会員になりたいと希望しても、これはじゃんけんで決めてくれということになるわけや。ところ

が、無会派の議員は希望したらなれるということになるんで、その辺の問題もあるんで、やっぱりあくまでも議長が必要と認めるということであれば入れていくというような形にさせてもらったほうがええんかなと。それは、特に全協の中でも会派の議員と無会派の議員とのあれはどうなるんやというようなことがありましたんで、当然会派の議員は何人かの中で1人だけが代表で出てくるわけやから、ほかの議員で会派の議員で出たいという人が出られないんやと。ところが、無会派の議員は希望すれば出られるということになると、そうするとその差が出てくるんで、やっぱりその辺は議長が必要と認めるということを押さえていきたいなということです。

森副部会長。

○副部会長（森 美和子君） この7条4項の文言は、基本的には亀山市議会というのは会派制をとっているということを基本としていますので、そこをしっかりと押さえてあることと、それから無会派を入れるときのご意見がきちとここに入っているということで、私はすっかりしたあれになっているんじゃないかなあとと思っています。

○部会長（服部孝規君） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） それでは、以上で協議事項を終わりたいと思います。

最後、その他のところで、次回開催日なんですけれども、今回はこの検討部会のことだけでやりましたけれども、まだたくさん、先ほど出た端末の問題もあるし、それから報告会のことも引き続きまだやらなければなりませんので、5月に開催をしたいと。

結構日程が多いんです、5月ね。そんな中で5月14日は教育民生委員会、19日から21日までそれぞれいわゆる管内視察という、ちょっと変則的なものやけどね。19日は産建、20日が教民で、それから教民はその後に協議会も、これは社協との意見交換会かな。それから21日には総務の協議会、それから総務委員会も21日にある。22日には全員協議会があつて、27日には産建の所管事務調査で、その後、昼からもこれは土地開発公社との意見交換会があつて、29日は議運があるという、こういう日程になっておまして、なかなかとれない。あと、森副部会長の監査の日程も勘案せんならんもんで。

どうですかね、時期としては。事務局のほう、準備はどうやろう。引き続き議論やで、そんなにはあれやね。

（「5月下旬」の声あり）

○部会長（服部孝規君） 下旬。

森副部会長。

○副部会長（森 美和子君） 議会報告会の開催の議論も今後していくんですけど、ぜひ他市の状況を視察させてもらいに行きたいなと思うんですけど、どうでしょうか。

○部会長（服部孝規君） それはぜひ行きたいと思う。ただ、これも3月議会終わってすぐ多分報告会をやっているんやと思うね。だからもう終わっているんやないかなと思うな。だから、やるとしたら6月議会終わった後の時点でかなというふうに思います。

特に四日市や鈴鹿なんかは選挙になったんで、報告会はやっていないと思う。5月に役員改選があつて、6月議会があつてということやで、6月議会が終わってからになると思いますけれども、ぜひそれは我々も一度見ておきたいと思う。もし機会があれば各委員さんで見にいらいたい

かと思えますし、知り合いの議員さんがいれば、ちょっと見させてくださいと行ってもらうのも構わないと思います。

そうしたら、下旬ということでおおまかな話ですけども、日程をまた調整してお願いするという
ことよろしいか。

(「はい」の声あり)

○部会長(服部孝規君) 27日は一日だめということと、それから29日の少なくとも午前中は議
運があるんでこれもだめと。ここは外させていただきます。

できたら5月中に1回しておきたいんやけどな。

6月ということも含めて調整をして、また皆さんに連絡させてもらいたいと思います。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○部会長(服部孝規君) じゃあ、以上できようは終わりたいと思います。ご苦労さまでした。

午前10時54分 閉会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

平成 27 年 4 月 28 日

議会改革推進会議部会長 服部 孝規